

第6回教育委員会（定）

開会日時 平成27年 3月 26日（木） 午前 9時30分
閉会日時 午前 10時30分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	松澤智昭
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	榎木恭子	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	新部 明
学校地域連携担当課長	木内俊直	学校配置調整担当課長	水野博史
中央図書館長	代田 治		

署名委員

委員長

委員

午前 9時 30分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成27年第6回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は、3名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第45号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(庶務課)

日程第二 議案第46号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(庶務課)

日程第三 議案第47号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

(庶務課)

委員長 日程第一 議案第45号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」から、日程第三 議案第47号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、特別区人事委員会勧告にかかる案件のため、一括して、次長と庶務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第45号。
幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則。
上記の議案を提出する。

平成27年3月26日。

提出者は、いずれも橋本教育長でございます。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則。
内容については、後ほど、庶務課長からご説明いたします。

提案理由でございます。

平成26年度特別区人事委員会勧告に基づく、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正により、文言整理及び管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合における管理

職員特別勤務手当等を定める必要があるためでございます。

続きまして、議案第46号。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

以下、同様でございます、こちらは、別表の改正でございます。

改正理由につきましても、同様でございます。

続きまして、議案第47号。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則。

これも同様でございます、特別区人事委員会の勧告に鑑み、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する必要があるためでございます。

具体的な内容につきましては、庶務課長からご説明いたします。

庶務課長 それでは、議案第45号の幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則でございます。

こちらは、近年、多発してございます集中豪雨、大型台風の上陸などによる被害、重大事件の発生などを踏まえまして、国、ほかの地方公共団体の状況を考慮いたしまして、管理職員特別勤務手当の改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、提案理由の中でも次長の方からご説明申し上げましたが、管理職員が災害の対処その他の臨時、または緊急の必要によりまして、週休日、または休日以外の日の午前0時から午前5時までの間、1時間以上の勤務という形で、正規の勤務時間以外の時間に限ってですが、勤務した場合に、管理職特別勤務手当を支給するという内容でございます。

板橋区には副園長はございませんが、支給額は、勤務1回について、園長5,000円、副園長4,000円、部長職6,000円、統括課長5,000円、課長職も5,000円という内容でございます。

支給時期につきましては、平成27年4月1日から施行という形でございます。

続きまして、議案第46号の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則。

こちらは、ただいまの改正に伴いまして、資料の3ページ目を見ていただきますと、その3ページ目の一番右の列に「管理職員特別勤務」とありまして、その下に「週休日、または休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務」と、そこが1列挿入されたという内容でございます。

こちらも実施時期は平成27年4月1日からでございます。

続きまして、議案第47号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則」ということで、これは公務におけます信賞必罰の人事管理を徹底するという観点から、懲戒処分により昇給抑制の見直しを行うという内容でございます、新旧対照表にもあらわしてあるとおり、現行の部分では、減給、戒告の処分を受けた者については2号。見直し後は3号抑制する。停職の処分を受けた者に関しては3号。停職の処分を受けた者については、見直し後には4号抑制すると

いう内容でございます。

実施時期は、平成28年4月1日からの施行でございます。

平成28年の施行のものを、今、改正する理由ですが、処分判定の期間、これが昇給日の属する年の前年の4月1日から翌年の3月31日までと定められてございます。その関係で、平成28年4月1日の昇給に反映される処分判定期間、これがその期間になりますので、平成27年4月1日よりも前に規則改正する必要があるというものでございます。

理由については以上でございます。雑駁ですが、よろしくお願いいたします。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

いずれも区役所職員の給与の改定に倣って幼稚園職員も改定するということがよろしいかと思いますが、特にご意見がなければお諮りいたします。

日程第一 議案第45号から日程第三 議案第47号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第四 議案第48号 平成26年度板橋区登録文化財の決定について

(生涯学習課)

委員長 日程第四 議案第48号「平成26年度板橋区登録文化財の決定について」、次長と生涯学習課長から説明願います。

次 長 議案第48号。

平成26年度板橋区登録文化財の決定について。

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日。

提出者は橋本教育長でございます。

平成26年度板橋区登録文化財の決定について。

東京都板橋区文化財保護条例第4条第1項及び第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり新たに文化財を登録する。

1、板橋区文化財として新たに登録するもの、合計4件。

板橋区登録有形文化財が3点、板橋区登録無形文化財が1点でございます。

板橋区文化財保護審議会から板橋区有形文化財の登録等について答申があったため、これを承認し、文化財を登録する必要があるためでございます。

内容については、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長 それでは、平成26年度の有形文化財の登録についてご説明させていただきます。

す。

今回、教育委員会の方でご審議いただく件数につきましては、4件となっております。しかしながら、審議会の答申内容については5件となっております。

この理由については、後ほど、またご説明させていただきます。

今年度の文化財登録につきましては、去る7月10日の第13回教育委員会で諮問内容を決定していただき、7月25日の第1回文化財保護審議会に諮問いたしました。

その後、候補案件について調査研究を重ねまして、本年3月11日に開催されました第2回文化財保護審議会において審議していただき、答申いただいたものでございます。

新たな審議会での登録としましては、5件でございます。

内容は、有形文化財が4件、無形文化財が1件でございます。

資料をもう1枚おめくりいただきますと、内容一覧の表が出てまいりますので、表の方をご覧ください。2枚お願いしたいと思います。

それでは、できるだけ簡潔にご説明させていただきます。

まず、番号1、火技中興洋兵開祖高島秋帆紀功碑でございます。

有形文化財（歴史資料）1基でございます。

7月には「史跡」としておりましたが、2番の徳丸遺跡碑との統一性から「歴史資料」とさせていただきます。

西洋砲術家の高島秋帆は、天保12年に幕府の御用地であった徳丸ヶ原において、洋式調練を披露したことで有名でございます。

当紀功碑は大正11年に調練時の本陣であった松月院境内に建立されたものであり、秋帆の演習の場となった幕府の御用地である徳丸ヶ原の歴史と高島平の地名のおこりとして知られる高島秋帆の事績を示す資料であり、当地域の歴史の変遷や動向を明らかにする上で貴重な資料という評価でございました。

次に、2番、徳丸原遺跡碑でございますが、種類は有形文化財（歴史資料）1基でございます。

徳丸ヶ原遺跡碑は、天保12年に幕府の御用地であった徳丸ヶ原で行った洋式調練を記念して、大正11年12月に弁天塚に建てられた碑でございます。

当碑は、高島平団地が建設される際に、高島通りの整備に伴って、現在の区立徳丸ヶ原公園に移転されたものでございます。

板橋区の近代化の歴史を物語る資料として貴重なものであるという評価でございました。

続きまして、3番、蓮華寺客殿・庫裡棟札でございます。

種類は、有形文化財（歴史資料）2点です。

蓮華寺は17世紀前半には成立していたと想定されるお寺で、棟札は元禄7年と宝永年に、客殿萱替、庫裡再建に際して納められたものでございます。

古文書資料がほとんど残っていない蓮根地域における貴重な歴史資料ということで、区登録文化財として価値があるという評価でございます。

最後に、4番、白金制作、菅原静雄氏でございます。

種類は無形文化財、伝統工芸技術の保持者でございます。

菅原氏は、日本刀の鍔をつくる白金師でございます。

菅原氏は、白銀師の世界に入って45年目を迎えております。

全国に名を知られた伝統工芸技術の保持者であり、板橋唯一の美術刀剣関係者でございます。板橋区登録無形文化財の保持者に該当するという評価でございました。

最後に、7月に諮問のご承認をいただきましたトプコン所蔵の光学機器でございますが、保護審議会の中では、有形文化財（歴史資料）として文化財保護審議会に上げて、調査研究・審査を行ってまいりました。

評価としましては、戦中・戦後の光学史を明らかにする上で非常に貴重な資料である、近代化産業遺産としての文化財的価値の高い資料群でございます。光学史、産業史、地域史のいずれの面においても、区登録文化財としての価値を有するものであるとされたわけでございます。答申では、新たに登録するものとして答申されたわけでございます。

しかしながら、対象の機器類についての確定、数の確定とか、あるいは、その所有者の了解についてまだトプコン側とは済んでおりませんことから、この点について確定し、了解を取れ次第、その時点で、多分、次年度途中、早い時期だと思われそうですが、教育委員会での決定を改めてご審議いただくというような手続きを取らせていただきたいと思っております。

早急に所有者との調整をさせていただき、了解され、対象機器の確定ができましたらご審議をいただくこととなりますので、その際はよろしく願いいたします。

以上、有形文化財4件、無形文化財の保持者1件を区の登録文化財とすることを文化財保護審議会より答申されたうち、有形文化財3件、無形文化財保持者1件を区の登録文化財とすることについて、ご審議のほどをよろしく願いたいと思います。

なお、本日の教育委員会で決定されますと、同日に告知する予定でございます。ご説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 7月10日の第13回教育委員会のときに、高島秋帆の紀功碑については「記念物」として出ているのですが、有形文化財と記念物の違いというのが、ちょっと私はよく分からないのですが。

生涯学習課長 両方ともこれは有形文化財ということなので、その中の「歴史資料」というような形で、「記念物」から変えたものでございます。

記念物ということになりますと、かなり大きなものが想定されておまして、今回、こちらの方の紀功碑はかなり大きいものなのですけれども、2番目との関連性の中で、こちらの方の遺跡碑もかなり大きなものでございまして、その辺の

統一性を図って、一緒にまとめて歴史資料という形で今回登録させていただくということが文化財保護審議会の方で決定いたしましたので、大きなものについては記念物、橋とか、そういうものはそういう形になっていて、今回、そういう意味では、どちらかという、やっぱり歴史資料かなという判断でございます。

高野委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 松月院の大砲は、もう子供のころから見ておりまして、これははっきりそうなっていると個人的には思っておりましたけれども、そうっていなかったということで、今回、指定されてよかったと思っております。

徳丸ケ原の遺跡も、これも子供のころから見ておった遺跡なので、今回、一緒に指定されてよかったと思えますし、白金に関しては、先日、郷土資料館の方で拝見してきましたけれども、小さいものですが、結構素晴らしいものをつくっておられるのだというのを見てきましたので、今回、指定されてよかったと思えます。

ほかに、ご意見はございませんでしょうか。

なければ、お諮りいたします。日程第四 議案第48号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 平成27年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）について

(庶一1・庶務課)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「平成27年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 事務局職員の内示がありましたので、ご報告させていただきます。

まず、課長級採用・転入・昇任でございます。

1の教育総務課長。私でございますけれども、名称が庶務課長から総務課長、それと昇任でございます。

2の生涯学習課長。前任職で清掃リサイクル課長の浅賀俊之が転入してまいります。

3の指導室長、こちらの方が派遣転入の予定でございます。

教職員に関しましては、4月1日以降がオープンになりますので、こちらの方は、読み上げは遠慮させていただきます。

4番目に、新しい学校づくり課長。こちらは組織改正ということで、「担当」が外れて、新部明が引き続き担わせていただきます。

続けて、5番目の教育支援センター所長。こちらは任期付採用ということで、本年27年4月2日からということで、これは共済組合の関係で1日空けるという形になってございます。

6番目に中央図書館長。こちらが生涯学習推進係長。昇任でございまして、荒井和子の方が務めさせていただきます。

2番目に、課長級事務取扱・兼務という形で、先ほどお話ししました教育支援センター所長が1日空きますので、寺西事務局次長が兼務するという内容でございます。

もう1件、政策経営部の営繕担当課長ということで、こちらの施設整備担当の副参事ということで、荒張寿典が務めるものでございます。

それと、3番目、課長級転出ということで、指導室長、矢部崇が派遣期間満了ということで転出いたします。

続けて、中央図書館長の代田治、こちらが赤塚福祉事務所長の方に転出いたします。

4の課長級退職でございますが、現生涯学習課長の中島実が定年退職となります。

3ページ目を見ていただきますと、7のところで係長級退職ということで、これまでこちらの教育委員会の方の事務をとってもらっていましたが、2ページ目の一番上に、再任用フルタイム任用ということで、引き続いて、教育総務課庶務係長ということで担わせていただきたいと思いますということでございます。

ほかについては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
特に、定年、あるいは退職される方、お疲れさまでございました。
色々とお世話になりまして、ありがとうございました。

○報告事項

2. 平成27年度区立学校管理職異動について

(指-1・指導室)

委員長 では、報告2「平成27年度区立学校管理職異動について」、人事案件のため、非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に報告することよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 では、そのように処理します。

○報告事項

3. 平成27年度以降の板橋区学校支援地域本部事業について

(地－1・学校地域連携担当課)

委員長 報告3「平成27年度以降の板橋区学校支援地域本部事業について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、資料の方は「地－1」をご覧いただきたいと思います。

第3回教育委員会の方でもお示しいたしましたように、平成27年度は、小学校30校、中学校6校、合計36校で学校支援地域本部事業を展開していくことになっております。

今後の平成27年度以降の拡大ということで、2番目のところでございますが、今年度から区の実施計画事業になりましたので、全校実施を目指してまいりたいと考えております。予定では、平成30年度には全ての小中学校で展開していきたいと考えております。

3の事業運営につきまして、これまで未実施校への事業の理解の促進を図るために行っておりましたシンポジウム、こちらの方も来年度は引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、これまで、要綱でございますが、事業の実施要綱ということで定めていたところでございますが、当初、平成20年のときは全額公費の委託事業ということで費用負担をいただいていたところでした。

これが、現在は補助事業ということで、3分の2の補助を国と都からいただいているところでございますが、そういった意味合いもありまして、今後、拡大実施ということで、要綱の一部見直しを考えています。

1枚おめくりいただきますと、要綱につきまして、新旧対照表がございますが、こちらの方をご覧いただきたいと思います。

まず、目的の第1条でございますが、主体的に区の教育委員会が行っていくということで、これまでの板橋区の教育振興推進計画に基づくというよりは、板橋区教育委員会が、主体的に行ってまいりたいと考えております。

また、第2条の定義につきまして、学校支援地域本部がどういった定義なのかということで、「学校の求めに応じて、地域住民や保護者等がボランティアとして学校教育を支援する取り組み及びその核となる組織」ということで定義をさせていただきます。

また、地域コーディネーターにつきましても定義させていただきますと、「この取り組みを行うために、学校が求める支援活動と地域の人材をつなぎ、教育支援活動等の総合的な調整を行うもの」ということで定義させていただきます。

続いて、新旧対照表の2ページ目をご覧いただきたいと思います。

第4条でございますが、ここのうちの第4項のところ、実際に学校支援地域本部で行う支援活動について明確にさせていただいたところがございます。

各号にありますように、学習支援、環境整備、見守り活動、そのほか学校行事の支援、クラブ活動の支援、そして、いきいき寺子屋事業、こういったものについても、子供たちが地域の中で、安心して、健やかに育まれる環境づくりを推進

するために必要な活動ということで定めさせていただきました。

以下、3 ページ目の第7条に、地域コーディネーターについて、配置と任期、活動謝礼についても、こちらの要綱でうたうということで、考えております。

これから、平成30年度の全校実施を目指しながら進めていきたい、そのように考えている次第でございます。

説明の方は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 実施校の拡大についてですが、平成27年度から開始する学校でも、平成26年度中に、学校だよりですとか、色々なものを通して、学校支援地域本部というのはどんなものかとか、ボランティアとして皆さんに参加してほしいとか、かなり積極的に呼びかけていただいている学校が何校かありました。

また、それに対して、先日のシンポジウムのときにいただいた資料を拝見したところ、平成26年度から始まった学校でも、1学期中は、まず保護者、PTAとか地域に周知するとか、そこが中心で、活動は2学期を過ぎてからになるというような記載をしている学校が何校かありました。

平成26年度から校内や周りに周知して一生懸命取り組んでいる学校は平成27年度が始まると同時に素晴らしい活動が期待できるわけですね。

準備を実施校の指定を受けてから始める学校と、その両方があるということで、今後、実施校を決定していく時に、その準備の状態というのをしっかりと掴んでいただいて、できるだけスムーズなスタートが切れるように支援していただけるといいのかなというような印象を持ちました。

学校地域連携担当課長 そうですね。事前に準備をしている学校もかなりございまして、本来でしたら、そういう形で進めていきたいというように思っております。

学校に伺うと、地域コーディネーターになってくれる方がなかなか見つからずスムーズなスタートができないということをよく伺いますので、もちろん、来年度実施校についてはもう確定はしているところでございますが、再来年度実施希望校について、来年度中に色々と話をさせていただき、学校の理解も一層得ながら早期に進めていただきたいと思っております。

高野委員 お話を伺うと、地域コーディネーターをお願いするにあたって、だんだん実施している学校が増えてくると、色々な学校からお願いしたいとって重なってくる場合もあるということで、ここに、今度、地域コーディネーターの役割とか報酬が明記されているので、その人選のところは時間をかけてしっかりやっただければいかなと思います。

学校地域連携担当課長 承知いたしました。

委員長 地域コーディネーターの活動謝礼は1時間当たり900円ということで、この活動はどうやって判断するのですか。

学校地域連携担当課長 学校長が確認の上、私どもの方に報告書をいただいて、最終的に私どもの方で支払いをするような形ではございます。当然、学校の求めに応じてということなので、校長先生なり副校長先生の方で求めたものに対してどういう活動をしているということは先生方の前で行っておりますし、それを最終的に学校長が確認してということになります。

委員長 例えば、コーディネーターさんが学校にいた時間というのだったらはっきりしますよね。

学校地域連携担当課長 はい。

委員長 学校の外で活動していたりすると、校長先生は時間の判断が難しくなってくる。

学校地域連携担当課長 その辺も含めて、学校外で行っている活動というところは各コーディネーターの方から学校長の方に説明しておりますし、また、私どもで行っている研修等に参加したということも活動の一部になりますので、その辺は、逆に、私どもの方で把握しておるといような形です。

委員長 判断が、なかなか難しいかなという。会社の給料にしても、家で一生懸命会社のことを考えていても給料は払ってもらえないので、仕方ないかなという部分もあるんですけども、この辺はある程度はっきりしておいた方がいいかなという気がしますし、仮にコーディネーターさんが最大5名いる場合であっても、マックス3万6,000円までしかいかないということで、いいのかなというのがあります。

それと、あと1件、別件ですけども、中学校と小学校のコーディネーターを両方やってもいいかという質問を受けることがあるんですけども、それは、当然、妨げないですね。

学校地域連携担当課長 そうですね。活動の内容について、それぞれの学校でということになりますので。小中連携した事業ということだと、どちらかに寄せてということではお願いしているところです。

青木委員 今回の委員長の話で気になったのが、複数やっている方が1時間900円というのを複数校に対してカウントするというのを、両方で認めるというケースがあるのかどうかです。

学校地域連携担当課長 そういったことがないようにということで進めております。

青木委員 分かりました。

高野委員 大山駅周辺いきいき学びエリアの板二小、板六小、板七小、板一中は、これを読むとかなり連携していますよね。あそこは、コーディネーターさんはそれぞれ別々なコーディネーターさんがいらっしゃって、そこが常に協力しあったりということをやっているわけですよね。

ですから、小中連携ということでも、必ずしも両方のコーディネーターにならなくても、そうやって学校同士で連携を取り合っていくといういい例もあるので、ぜひ、そういう形での連携も進めていただけたらいいなと思います。

学校地域連携担当課長 分かりました。

委員長 では、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 板橋区版放課後対策事業「新あいキッズ」概要

(地－２・学校地域連携担当課)

委員長 では、報告４に移ります。「板橋区版放課後対策事業「新あいキッズ」概要」について、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、資料の「地－２」をご覧くださいと思います。

新制度のあいキッズにおきましては、子供の登録については３種類ございまして、この点について、結果、きめ細かくしたために分かりづらくなってしまっているところもご指摘いただいたところです。

改めて、この点についてご報告させていただきたいと思います。

３種類ございまして、まずは、放課後から午後５時までのさんさんタイムの一般登録、これが一番左側でございます。

午後５時までの利用ですが、保護者の就労等の要件があるお子さんがさんさんオレンジ登録ということで、こちらが１、２年生限定になっております。

また、一番右側のところが、きらきらタイム登録ということで、放課後児童健全育成事業の対象となります。最長で午後７時まで利用ができ、就労要件等のあるご家庭の１年生から６年生のお子さんということになっております。

それぞれ、対象の学年が、さんさんタイムの一般登録についてと、きらきらタイムについては、１年生から６年生までとなっております。その中で、真ん中にありますさんさんオレンジ登録というのが、１、２年生ということでの限定となっております。

それぞれの内容が違うところについてご説明を申し上げますが、まずは、利用

時間です。真ん中のところがございます「実施時間、利用料」というところが異なってきています。

さんさんタイム、オレンジ登録も含めて、授業終了後から午後5時まで、また、学校休業日等、朝から利用する場合は午前8時30分からということになっております。

一方で、きらきらタイムにつきましては、午後5時以降の活動も含めるということで、こちらの方は利用料を頂戴しております。

また、4つの区分がございまして、利用料を頂戴しているのは、6時までの利用の場合、月額で2,700円、育成料1,200円と補食代1,500円ということで頂戴しております。

B区分でございますが、こちらの方が午後7時までの2時間の利用ということで、育成料が2,400円、2時間分ということと、補食代1,500円の、3,900円の月額となっております。

C区分につきましては8時から8時30分ということで、通常、学校があるときですと子供たちは8時には登校しているということでもありますので、学校休業日、夏休み等も含めて、ご家庭によっては8時からということで就労要件等がある場合には、8時から利用できるようになっております。利用料については、こちらは無料ということで、登録いただくだけということです。

また、D区分についても、10月から2月は日の入りも早いということで、さんさんタイムの終了時間が午後4時30分までとなっておりますので、通年で5時まででお勤めいただいているようなご家庭も多いかと思っておりますので、そういった方たちのケアということで、10月から2月については4時半から5時までということで、こちらも利用料は無料ということで考えております。

続きまして、その下の帰宅時間でございますが、基本的には、さんさんタイムの一般登録については、自由に参加し、帰宅するというようなことになっております。

一方で、さんさんオレンジ登録であったり、きらきらタイムについては、出欠の管理をさせていただきながら、そのいずれも1、2年生を対象として、帰宅時間の管理、こちらの方を行っているところでございます。

また、定員につきましては、原則、設けないということで進めさせていただいております。

その下の出欠確認等でございますが、基本的に、名前カードによる参加確認をしているところでございます。

さんさんオレンジ、きらきらタイムについては、それに合わせて、出欠の確認も行わせていただいております。

事前に1か月間の予定をいただきながら、出席する予定で欠席されたような場合には、ご家庭へのご連絡というところも、あわせてしているところでございます。

また、これはそれぞれ全体にかかるところでございますが、出欠を確認した際に、メール配信のサービスを保護者向けに行っているところでございます。

続いて、裏面の方でございますが、申込方法というところで、こちらの方が異なっております。さんさんオレンジ、あるいは、きらきらタイムについては、就労証明書等、こういったものの証明書類の添付が必要になるというようなところでの違いがございます。

また、あわせまして、ご参考までに、あいキッズの利用案内ということで、ステイプラーでとめたものをお示しさせていただきました。

説明の方は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 先日、あいキッズの内容について詳しくということで、こういった資料をいただければ、結構、分かりやすくなっていると思いますので、また、必要条件のところなんか、書類の条件のところも非常に分かりやすくいただいたので、良かったなと思います。

また何か色々ご質問があったら対処していただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

学校地域連携担当課長 よろしくお願ひいたします。

高野委員 出欠確認というので、これは、例えば、きらきらタイムで1か月分の利用届を出しますよね。学校をお休みしたりすると、それはあいキッズの方に、そういう情報というのは学校からいくのですか。

学校地域連携担当課長 学校からではなく、保護者とのやりとりになります。

高野委員 そうすると、保護者の方から、今日は学校もあいキッズもお休みしますというような連絡が来る。

学校地域連携担当課長 そうですね。ですが、連絡しそびれてしまったような場合ですと、あいキッズの方では、来ると思っていてお子さんが来ないので、もう一度、保護者にご連絡ということでさせていただいております。

高野委員 分かりました。あと、3枚目の3つの柱というところで、安全管理というところの下とところで、「きらきらタイム、さんさんタイムは出欠及び帰宅時間の管理を行います。また、きらきらタイムを利用する3年生は出欠管理を行います」となっているのですけれども、これが今度は広がって6年生までということでしょうか。

学校地域連携担当課長 出欠管理や時間管理というものは、学齢別の育ちというところも目指しておりますので、3年生以上は、ご家庭との約束の時間というのを自分自身であいキッ

ズに伝えて、帰ってというようなことで考えております。
そのため、時間管理はこれまで通りとなります。

高野委員 出欠管理は。

学校地域連携担当課長 出欠管理自体は全学年行っておりますので。今申し上げたのは、帰宅時間の管理ということです。出欠管理については。

高野委員 前は下のところに書いてあったので。

学校地域連携担当課長 大変申しわけありませんでした。ここは、そうですね。

高野委員 これは、もう全学年ということですね。

学校地域連携担当課長 出欠管理は全学年ということですね。申しわけございません。3ページ目の3つの柱の③の真ん中の安全管理の一番下の行ですね。

高野委員 はい。

学校地域連携担当課長 失礼いたしました。きらきらタイムを利用するお子さんは全てということなので、はい。6年生までということ。

高野委員 はい。

学校地域連携担当課長 失礼いたしました。

委員長 学校には出ているけれども、あいキッズには出てこないというのは、何となく色んなご家庭の事情があったりすると思うのですが、逆に、学校は欠席だけれども、あいキッズには出てくるというようなケースもあるかと思うのですが、そういった場合に、学校との連携というのはありますか。

学校地域連携担当課長 可能性としては確かにあろうかとは思いますが、今までそういった事例は、学校を休んだのにあいキッズだけ来たということは余り聞いていないところではございます。可能性としてはあろうかと思しますので、ちょっとその点は確認させていただきますので。

教育長 そのときは、どうするのか対応を具体的に教えてください。

学校地域連携担当課長 もちろん、あいキッズの方で、学校に来ていないけれども、あいキッズに来たというのが分かった時点で学校の方には連絡をさせていただきたいと思っております。

が、そのままあいキッズも気がつかずということはある話ですので、分かった時点ではご連絡させていただきます。

委員長 それは、ご家庭の事情でたまたま学校の時間は来られないけれども、午後は出てこられたという場合ぐらいですといいんですけども、不登校になってしまったけれども、あいキッズだけは来ているなどというケースがあった場合には、それなりの配慮が必要になってくるのではないかと思います。

学校地域連携担当課長 そうですね。そういったケースでは、学校とも連携をとらせていただいて対応してまいりたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

委員長 これは、いつでも、また何かありましたら挙げていただければよろしいかと思えます。

次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

(なし)

委員長 時間は多少あるので、一応、私の報告をしていいですか。

前回から今日までの間に色んなところに行っているんですけども、実際にご報告できるのは、卒業式関係だけしかありません。

高島幼稚園の修了式に行ってみまして、ここは47名が修了ということで、何回か今まで行っていて気がつかなかったのですが、今回初めて分かったのですが、園児さんが修了証書を受け取るとき、その父兄さんもきちんと立って受けていたというのが非常に印象に残りました。

あと、それぞれ近隣の小学校の校長先生が数名来ておられましたけれども、その学校の校長先生がもらっている式次第には、その小学校に入るお子さんのところにちゃんと印がついていて、自分の小学校に来る園児さんが分かるようになっておりました。だから、あの子がうちに来るんだというのを、皆さん、見ながらやっておられました。

それから、中学校は板橋一中に行ってきましたけれども、ここは初めて欠席者がいなかったということで、校長先生が大変喜んでおられました。

それから、小学校は志村第三小学校に行きましたけれども、ここは23名の卒業式ということで、1年生から全員参加でやっておりました。

卒業生は舞台の上で1人ずつ抱負を述べてから卒業証書を受け取るということで、トップバッターで受け取った方が、「私はお笑い芸人になりたいくて、ネタばかり考えている」と言っておりました。だから、そこでやっていただけると面白

かったんですけれども、それはなかったです。真面目に受け取りました。

あとは、卒業生と在校生全員との掛け合いの呼びかけがあって、大変素晴らしかったと思います。

以上でございます。

高野委員 私は、新河岸幼稚園の修了式に行ってきました。

あそこは11名が卒園されるということで、大変アットホームな式でした。園長先生の式辞でも、一人一人について、その子の活躍したことだとか、性格だとか、色んなことを取り上げて、本当に少人数のよさが出ているなと思いました。

ただ、在園の園児さんが、当日病気でお休みする子もいたので5人と大変少なくて残念でした。

でも、本当に皆さんが愛情を持って育てていただいているということがよく分かる、大変素晴らしい式でした。

あとは、卒業式関係ではないんですけれども、2月28日に板橋の郷土芸能がありまして、そちらの方で、成増の里かぐらと神田流のお囃子とで小学生が大変活躍していました。

里かぐらの方は成増ヶ丘小学校の児童で、神田流のお囃子の方では、常盤台小、上四小、桜川小、上板橋小学校の児童の方が太鼓や笛や、今年は獅子舞も小学校6年生の子がやって、そういう郷土の芸能を小学生の子たちが一生懸命練習していて心強いなと思いました。

青木委員 中学校と小学校の卒業式関連です。

私は、中学校は赤塚一中に行っていました。

ここは大規模校でございまして、240名が卒業でした。なので、9時半から始まって、終わりが12時になりました。

ただ、非常に素晴らしかったなと思っていました。校長先生の卒業証書の渡し方と笑顔がなかなかよかったというのが私の印象に残っているところです。

それから、小学校は富士見台小に行きまして、ここはたしか64名、2クラスということでございました。

少ないので一人一人ちゃんと卒業証書を手渡ししてというのと、先ほど委員長が言われたような掛け合いという感動的な場面があって、よかったなということです。

以上です。

松澤委員 私の方は、志村第五中学校と志村坂下小学校の卒業式に出させていただいたんですけれども、色んな景色が一番見える場所でしたので、非常に印象に残っているのは、先生方が涙を流していらしかったということと、あと、子供たちの歌声、それに保護者の方、そして子供たち、特に中学校もそうでしたが、小学校でも泣いているお子さんがすごく多かったのがすごく印象に残っています。

中学校に行くということで、ばらばらになる子も少ないということで、志村第

五中に行ったときは、中学校の子どもはよく泣くけれども、小学校のときは卒業式は余り泣かないというお話を聞いていたので、小学校にその後、行ったときに、小学校の子供たちも中学校に行くときに離れ離れになるとか、中学校が何校かに分かれてしまうこともあったので、すごく悲しいのかなというのを実感しました。

あとは、中学校と小学校の違いというので、内容が、中学校の方が式典という形で、結構、学校によってきちんとするところとアットホームな学校があるとは思いますが、志村第五中学校は非常にアットホームな感じで、みんなが1つになっているような雰囲気を受けました。

志村坂下小学校の方は、卒業式に出席していただく保護者の方の人数が少なかったといったお話もお聞きしましたので、そういった面で、保護者の立場としても卒業式は子供にとって最後の舞台なので、出ていただけると非常にありがたいなというのを思いました。

以上です。

青木委員 1点だけつけ加えさせてください。私が富士見台小に行って驚いたのは、自分の小学校時代に比べると、女の子の羽織袴がかなり多かったのです。

委員長 小学校で。

青木委員 はい。それから、男の子がみんなジャケットとネクタイだったので、大学の卒業式かと思いました。そういう感じで驚きました。みんな非常にしっかりした格好をしていたので。

以上です。

委員長 それでは、先ほど申し上げましたように、報告2については、非公開として報告いたします。

なお、この報告をもって、本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○報告事項

2. 平成27年度区立学校管理職異動について

(指-1・指導室)

(非公開)

委員長 では、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 10時 30分 閉会